



消費生活

サポーター通信

令和2年度第7号

今月のテーマ

「何でも買い取る」 に注意！

事例

貴金属見せて



・「不用品を何でも買い取る」と電話があり、買取業者の訪問を承諾した。

・業者が訪問すると、準備していた食器には目もくれず「貴金属はないか？」としつこく言って、帰ってくれない。

・仕方なく指輪を見せると、承諾していないのに、勝手に契約書を作り、7千円を置いて指輪を持って行ってしまった。

アドバイス

○不要な勧誘はきっぱり断る！

→突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。

○貴金属を見せるよう求められても断る！

→訪問購入で、事前に承諾を得ていない物品の売却を求めることは禁止されています。

○訪問購入はクーリング・オフが認められています！

→クーリング・オフ期間は業者に対して物品の引き渡しを拒否できます。

○一人で対応せず複数人で対応！

業者が脅迫まがいの勧誘をしたり、帰るよう言っても居座る場合は警察に通報しましょう。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188** (お近くの消費生活センターにつながります)

令和2年10月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9:00~17:30 土・日・祝日10時~16時 (年末年始休み))

いやや



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
デルミちゃん
☎(Tel. Me)